⑻　警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑼　下記３⑴１）に定める技術提案書等の提出、及び３⑴２）に定める技術提案書等の改善要求に対する対応を行っていること。

⑽　競争に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

①　以下のいずれかの場合に該当する資本関係

Ⅰ）子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合。

Ⅱ）親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合。

②　以下のいずれかの場合に該当する人的関係

Ⅰ）一方の会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げるものをいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が会社更生法に基づく更生会社又は民事再生法に基づき再生手続きが存続中の会社等である場合を除く。

㈠　株式会社の取締役。ただし、次に掲げるものを除く。

ａ）会社法第２条第11号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

ｂ）会社法第２条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

ｃ）会社法第２条第15号に規定する社外取締役

ｄ）会社法第348条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

㈡　会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

㈢　会社法第575条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

㈣　組合の理事

㈤　その他業務を執行する者であって、㈠から㈣までに掲げる者に準ずる者

Ⅱ）一方の会社等の役員が、他方の会社等の会社更生法第67条第１項又は民事再生法第64条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

Ⅲ）一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。

③　以下のいずれかの場合に該当する入札の適正さが阻害されると認められる関係

Ⅰ）組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合。

Ⅱ）その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

３　優先交渉権者の選定に関する事項

⑴　優先交渉権者となるべき者の決定方法

１）競争参加資格があることが確認された者に対して技術提案書並びに当該技術提案に基づく工事及び設計参考見積書（以下「設計見積仕様書」という）の提出要請を行い、技術提案書及び設計見積仕様書（以下「技術提案書等」という）の提出を行った者と技術提案書等の内容に関するヒアリング（技術的対話）を実施し、技術評価点が最も高い者を優先交渉権者として選定する。

２）ヒアリング（技術的対話）を通じて、技術提案書等について改善を求める場合がある。

⑵　技術提案の評価に関する基準

１）技術提案の評価については、次の評価項目ごとに評価して得られた数値を合算することにより算出する。

①　全体計画・実施方針

・設計の実施方針

・工事の実施方針

②　施工計画

・鋼上部工架設計画

・ＰＣ上部工架設計画

・下部工施工計画

・既設橋接合部に関する提案

・施工中における周辺環境への配慮

・安全管理に関する提案

２）評価項目、評価基準及び配点等の詳細は、入札説明書及び技術提案書作成要領による。

４　手続等

⑴　担当部署　〒812―0013 福岡県福岡市博多区博多駅東３―13―15　西日本高速道路株式会社　九州支社　総務企画部　経理課　課長代理　草原　優一　電話092―260―6115

⑵　説明書、図面、仕様書等の交付期間及び方法

①　交付期間　令和２年６月15日（月）から令和２年７月15日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日（以下「休日」という。）を除く。）。

②　交付方法　入札情報公開システムより、提供する。

https://www.epi-asp.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06E0060006400600

当案件のダウンロードに必要なパスワードは、「204001011」である。

なお、通信環境の不具合等やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない者は、上記交付期間の毎日午前10時から午後４時まで、４⑴の場所において入手することができる。

⑶　申請書等の提出期間、場所及び方法

①　提出期間　令和２年６月16日（火）から令和２年７月15日（水）までの休日を除く毎日午前10時から午後４時まで。

②　提出場所　上記４⑴に同じ。

③　提出方法　本業務に係る技術提案書等の提出を希望する者は、説明書に基づき申請書等を作成し、持参又は郵送（書留郵便若しくは信書便に限る。以下同じ。）すること。

⑷　技術提案書等の提出期間、場所及び方法

①　提出期間　令和２年８月11日（火）から令和２年８月24日（月）までの休日を除く毎日午前10時から午後４時まで。

②　提出場所　上記４⑴に同じ。

③　提出方法　持参又は郵送。

５　その他

⑴　契約の手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金

イ）入札保証金　免除

ロ）契約保証金　納付

ただし、金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

⑶　見積の無効　本公示に示した競争参加資格のない者のした見積、申請書等及び技術提案書等に虚偽の記載をした者のした見積及び見積に関する条件に違反した見積は無効とする。

⑷　契約の相手方の決定方法　優先交渉権者で、契約制限価格の制限の範囲内で有効な見積を行った者を契約の相手方とする。

ただし、契約の相手方となるべき者の見積価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるおそれがあって、著しく不適当であると認められるときは、契約の相手方としない。

⑸　低入札価格調査　上記５⑷ただし書きの目的を達するため、本業務においては審査対象基準価格を設定し、見積価格がこれを下回る場合は、見積手続を保留し、当該見積者を対象として低入札価格調査を行う。ただし、建設工事における見積り合わせについては当該調査を行わない。

⑹　見積り合わせ時に単価表等の提出のない者の行った見積り合わせは無効とする。提出された単価表等を審査した結果、真摯な見積りを行っていないと認められたときは、その者の行った見積り合わせを無効とする場合がある。

⑺　見積者の故意又は重大な過失により見積書が無効となった場合は、当該見積者に対し、入札参加資格停止の措置を講じることがある。